

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年10月 1日

北秋田市長 津谷 永光

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙1のとおり
- 2 縦覧場所
北秋田市産業部農林課及び北秋田市ホームページ
(<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>)
- 3 本公告により、北秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(別紙 1)

経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	経営管理権 の終期	備考
R7-12	北秋田市阿仁戸鳥内字高大野 40-93	77-10	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁戸鳥内字高大野 40-93	77-11	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁戸鳥内字大葉谷地 101-13	78-50	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁戸鳥内字大葉谷地 101-13	78-50-1	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁戸鳥内字高大野 40-163	79-52	原野	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁戸鳥内字高大野 40-285	79-76	原野	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁戸鳥内字高大野 40-399	79-75	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁戸鳥内字大沢口 12	80-2	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁戸鳥内字大沢口 12	80-2-1	山林	2045. 3. 31	
R7-13	北秋田市阿仁打当字下夕岱 35	86-20	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字下夕岱 45	86-14	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字下夕岱 45	86-16-1	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字下夕岱 40-3	86-20	田	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当下夕岱 29-2	87-8-2	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字轟 35-53	88-47	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字轟 35-53	88-49	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字轟 39-18	88-64	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字轟 35-28	88-97	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字轟 35-28	88-98	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字打当沢 23	88-152	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字陣馬 1-62	90-35	保安林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字陣馬 1-13	90-66	保安林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁打当字野倉岱 10-29	90-117	山林	2045. 3. 31	
R7-14	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-309	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-310	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-311	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-312	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-313	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-314	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-315	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-316	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-317	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-318	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁萱草字十二沢 97-3	57-319	山林	2045. 3. 31	

R7-15	北秋田市栄字根洗沢 45-23	72-347	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市栄字滝ノ沢 1-12	72-92	山林	2045. 3. 31	
R7-16	北秋田市栄字金堀沢 28-139	72-72	山林	2044. 3. 31	
	北秋田市栄字根洗沢 6-53	72-433	山林	2044. 3. 31	